

海上衝突予防法施行規則等の一部改正について

平成 15 年 7 月

国土交通省

海上保安庁

1. 改正の背景

船舶交通の安全を図るため、「1972 年の海上における衝突の予防のための国際規則 (COLREG 規則)」には、具体的な海上交通のルールが規定されていますが、今般、近年の技術進展等を踏まえて、灯火、音響信号設備等に係る部分が改正され、本年 11 月 29 日に発効することとなりました。このため、それらの改正部分を国内法令で担保するため、海上衝突予防法施行規則及び船舶安全法関係法令を改正することが必要となっています。

また、小型船舶の登録に関する法律の制定にともない、船舶検査済票に関する規定について船舶安全法関係法令を改正する必要性が生じています。

2. 改正の概要

海上衝突予防法施行規則及び船舶安全法関係法令について以下の改正を行います。

(1) 海上衝突予防法施行規則の改正

高速船（注 1）のマスト灯の垂直位置の緩和

新たに長さ 50 メートル以上の高速船の前部マスト灯から後部マスト灯までの垂直距離について、一定の算式（注 2）により算定された値以上とすることができることとします。

（注 1）最強速力が、 3.7×0.1667 （メートル毎秒）以上の動力船（：計画満載喫水線における排水容積（立方メートル）

（注 2） $(a+17)C/1000+2$ （メートル） [a：航海状態における水面から前部マスト灯までの垂直距離（メートル）、：航海状態におけるトリム角（度）、
C：前部マスト灯と後部マスト灯の間の水平距離]

汽笛の技術基準の緩和

長さ 20 メートル未満の船舶に備付ける汽笛について、その技術基準を緩和し、可聴距離を確保した上で、より高い周波数のものでもよいこととします。

特殊高速船である動力船を具体的に規定

海上衝突予防法第 23 条第 3 項で定める特殊高速船(その有する速力が著しく高速

であるものとして国土交通省令で定める動力船)として、表面効果翼船(表面効果を利用して水面に接近して飛行することができる動力船)を規定します。

その他所要の改正を行います。

(2) 船舶安全法関係法令の改正

紅色せん光灯の種類を追加

海上衝突予防法第 23 条第 3 項で規定する特殊高速船が掲げなければならない紅色せん光灯について基準を追加します。

特殊船の種類を追加

海上衝突予防法第 23 条第 3 項で定める特殊高速船を、潜水船・水中翼船・エアクション船等と同様に特殊船とします。

小型船舶に関する事務処理の合理化

小型船舶の船舶検査済票の番号を小型船舶の登録等に関する法律で規定する船舶番号と同一のものとしします。

その他、所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール

公 布 平成 15 年 9 月上旬(予定)

施 行 平成 15 年 1 月 29 日